平成 21 年 3 月期 第 2 四半期決算短信

平成 20 年 11 月 14 日

社 名 株式会社 島根銀行 URL http://www.shimagin.co.jp

表 者 (役職名)取締役頭取

問合せ先責任者 (役職名)人事財務グループ部長 四半期報告書提出予定日 平成 20年 11月 28日 特定取引勘定設置の有無 無

(氏名)田頭 基典 (氏名)重村 欣伸

TEL (0852) 24 - 1234

配当支払開始予定日 平成 20年 12月 10日

(百万円未満、小数点第1位未満は切捨て)

1.平成21年3月期第2四半期(中間期)の連結業績(平成20年4月1日~平成20年9月30日)

(1)連結経営成績	%表示は対前年中間期	増減率)				
	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
20 年 9 月中間期	5,604	6.9	432		245	
19年9月中間期	5,239	10.0	2,017		2,320	

	1 株当たり中間純利益	潜在株式調整後 1 株 当たり中間純利益
20 年 9 月中間期 19 年 9 月中間期	円 銭 5.29 49.94	円 銭

(2) 連結財政狀能

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	1株当たり純資産	連結自己資本比率 (国内基準) (注2)
00 F 0 D + 88#0	百万円	百万円	%	円 銭	- %
20 年 9 月中間期	329,723	10,553	3.1	226.92	7.73
20年3月期	338,890	11,263	3.3	242.20	8.26

20年3月期 11,248百万円 自己資本 20年9月中間期 10,536百万円

「自己資本比率」は、〔期末純資産の部合計・期末少数株主持分〕を期末資産の部の合計で除して算出しておりま (注1)

す。 「連結自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし 「連結自己資本比率(第477年 2 か ビネカを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 19 号)」に基づき算出 (注2) しております。

2.配当の状況

	1 株当たり配当金					
(基準日)	第2四半期末	期末	年間			
	円 銭	円 銭	円 銭			
20年3月期	2.50	2.50	5.00			
21年3月期	2.50					
21 年 3 月期 (予想)		2.50	5.00			

(注) 配当予想の当四半期における修正の有無:無

3. 平成 21 年 3 月期の連結業績予想 (平成 20 年 4 月 1 日~平成 21 年 3 月 31 日)

(%表示は対前期増減率)

		経常収益	経常利益		当期純利益		1 株当たり 当期純利益
		百万円 %	百万円	%	百万円	%	円 銭
通	期	10,770 3.5	480		320		6.88

(注) 連結業績予想数値の当四半期における修正の有無:有

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動) 無
- (2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの)

会計基準等の改正に伴う変更以外の変更

, 有 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

期末発行済株式数(自己株式を含む) 20年9月中間期 46,560,000株 20年3月期 46,560,000株 期末自己株式数 20年9月中間期 126,602株 20年3月期 119,354株 期末平均株式数(中間期) 20年9月中間期 46,438,438株 19年9月中間期 46,452,821株

(参考)個別業績の概要

1. 平成 21 年 3 月期第 2 四半期 (中間期)の個別業績(平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 9 月 30 日)

(1)個別経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益	肝	中間純利益		
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
20年9月中間期	4,509	9.2	369		208		
19年9月中間期	4,128	12.6	2,044		2,336		

	1 株当たり 中間純利益
20年9月中間期 19年9月中間期	円 銭 4.49 50.29

(2)個別財政状態

(-/ I= / 33 / 3 - / 1 / / /								
	総	資産	純	資	産	自己資本比率 (注1)	1 株当たり純資産	単体自己資本比率 (国内基準) (注2)
20年9月中間期		百万 325,56	4	4	百万円9,980	3.0	円 銭 214.95	7.53 8.11
20年3月期		334,56	Ŏ	1	0,729	3.2	231.02	8.11

- (参考) 自己資本 20年9月中間期 9,980百万円 20年3月期 10,729百万円
- (注1)「自己資本比率」は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- (注 2)「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 19 号)」に基づき算出しております。
 - 2. 平成21年3月期の個別業績予想(平成20年4月1日~平成21年3月31日)

(%表示は対前期増減率)

		経常収益		経常利益		当期純利益		1 株当たり 当期純利益
		百万	一 %	百万円	%	百万円	%	円 銭
通	期	8,460	3.6	410		280		6.02

業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 第 2 項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第 2 四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当行が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

【定性的情報・財務諸表等】

1.連結経営成績に関する定性的情報

し、競争が一段と厳しさを増してまいりました。

(1)経営成績に関する分析

(当期の概要)

平成 20 年度上半期のわが国の経済情勢は、米国の信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライムローン)問題等に端を発した金融市場の混乱、原油・原材料価格の高騰、輸出の増勢鈍化などの影響を受けて、企業収益が減少し、生産や設備投資が弱含みとなるなど企業部門の動きが全体に弱まってまいりました。また、家計部門においては、所得の伸び悩みや消費者マインドの悪化により、個人消費には持ち直しの動きが見られず、横ばい基調となってまいりました。今後の先行きについては、当面、弱い動きが続くと見られますが、米国における金融不安の高まりやこれに伴う市場の混乱などから、更なる景気下振れも懸念されます。

こうした中、当地山陰の経済情勢においても、設備投資や生産動向の慎重な動きが見られたほか、企業倒産も前年度を上回るなど企業の景況感が悪化してまいりました。また、公共投資や住宅投資が依然として低調であるほか、雇用・所得面に弱めの動きが見られるなど、全体として景気は弱めの動きとなり更に厳しさが増してまいりました。金融面においては、昨年度のゆうちょ銀行発足や保険商品全面解禁など、金融業界を取り巻く環境が大きく変化

このような経済環境の下、当行は平成20年4月よりスタートした中期経営計画「未来の創造」に基づき、「独自の営業モデルの創造・確立」、「収益性・健全性の向上」及び「強固な内部管理態勢の確立」に向けて、様々な施策の実践に努めてまいりました。その結果、第2四半期連結会計期間の連結経営成績は以下の通りとなりました。

連結ベースの預金につきましては、法人預金が減少したことなどから、預金全体では、上半期中に 58 億円減少し 3,079 億円となりました。

連結ベースの貸出金につきましては、住宅ローンを中心とした個人向け融資が増加したものの、法人向け融資が 資金需要の低迷などにより減少したため、貸出金全体では、上半期中に6億円減少し、2,267億円となりました。

連結ベースの有価証券は、上半期中に40億円減少し、734億円となりました。

連結ベースの個人預り資産につきましては、個人預金が上半期中に 16 億円減少の 2,156 億円となりましたが、投資信託・公共債・年金保険が全体で上半期中に 23 億円増加の 352 億円となり、個人預り資産全体では、上半期中に 6 億円増加の 2,509 億円となりました。

連結ベースの損益の状況につきましては、経常収益は、役務取引等収益が減少いたしましたが、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益や、期の前半に計上した債券、株式の売却益により、全体では前年同期比 365百万円増収の 5,604 百万円となりました。一方、経常費用は、預金金利の上昇により資金調達費用が増加し、債券、株式の損失が増加しましたが、営業経費や信用コストの減少により、前年同期比 2,085 百万円減少の 5,172 百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比 2,449 百万円増益の 432 百万円となりました。また、中間純利益は前年同期比 2,565 百万円増益の 245 百万円となりました。

連結自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己 資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出して おります。その結果、連結自己資本比率(国内基準)は7.73%となりました。

(次期の見通し)

当行グループの平成 21 年 3 月期の業績見通しは、連結経常収益 10,770 百万円、連結経常利益 480 百万円、連結当期純利益 320 百万円となっております。

(2)財務状態に関する分析

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、有価証券の売却による収入など、投資活動によるキャッシュ・フローにより増加しましたが、預金の減少など、営業活動によるキャッシュ・フローの減少が上回ったことから、当中間連結会計期間末の資金残高は、前期末比3,849百万円減少の4,750百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動により使用した資金は、6,528 百万円 (前中間連結会計期間は 13,828 百万

円の獲得)となりました。これは主に、預金の減少、譲渡性預金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動により得られた資金は、2,799百万円(前中間連結会計期間は7,798百万円の使用)となりました。これは主に、有価証券の取得による支出、有形固定資産の取得による支出を有価証券の売却による収入、有価証券の償還による収入が上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動により使用した資金は、120百万円(前中間連結会計期間は517百万円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払によるものであります。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

当行の利益配分につきましては、公共性・社会性を認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら、自己資本の充実による経営体質の強化を図る一方、株主の皆さまに対する利益還元につきましては、継続かつ安定した配当を実施することを基本方針としております。

(4) 事業等のリスク

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当第2四半期連結会計期間末現在において、当行グループが判断したものでございます。

信用リスク

不良債権に関しては、地域経済の動向、不動産価格の変動、融資先の経営状況の変動等により、不良債権及び与 信関連費用が増加し、資産の価値が減少するおそれがあり、当行及び当行グループの経営成績や財務状況に影響を 及ぼす可能性があります。

貸倒引当金に関しては、融資先の状況、差し入れられた担保の価値等に基づいて計上しておりますが、実際の貸倒が貸倒引当金計上時における見積と乖離し、貸倒引当金が不十分となったり、担保価格の下落、又は、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金の積増しが必要となるおそれがあります。

このため、融資については、融資基本方針に基づき、信用格付を主体とした信用リスクの管理強化を行っております。また、信用リスク管理の厳格化を図るため、厳正な審査基準に基づいた審査の徹底、事後管理の充実、担保の徴求、保証の取得等の手法により、融資判断と取引先の管理を行っております。

市場リスク

当行は、市場性のある株式、債券等の有価証券を保有しております。有価証券については、市況の変動による価格の下落により、減損、又は、評価損が生じ、当行の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は、市場金利の影響を受けております。このため、資金運用と資金調達との金額・期間のミスマッチが存在している状況において、市場金利が変動することによって、当行の経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行では、資金運用勘定、資金調達勘定のポジションや損益状況を把握し、今後の見通しを踏まえ、リスクを適切にコントロールしつつ、安定的な収益を確保することを目的として、市場リスク管理を行っております。

流動性リスク

予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達や、商品によっては、市場規模や厚み・ 流動性が不十分なことなどにより、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

当行では、担当部署において運用予定額、調達可能額の把握を行い、安定した資金繰りを行っております。また、 流動性危機時における対応策を策定し、危機管理体制を確立しております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、 又は、外生的な事象により損失を被るリスクをいい、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リ スク」、「有形資産リスク」及び「風評リスク」に分けて捉え、それぞれに適切なリスク管理を行っております。

・事務リスクについては、役職員が事務の基本を怠ったり、事故・不正等により、損失を被るあるいは信用が失墜 する可能性があります。

当行及び当行グループでは、業務や取引内容の多様化・複雑化及び取引量の増加により、増大する事務リスクに対し、事務のシステム化と併せ、正確かつ迅速な事務の取扱いを行うため、リスク管理を重視した事務取扱いに関する規程・要領等を定め、遵守しております。

・システムリスクについては、地震等の天災、ハードウェア・ソフトウェアの障害や、コンピュータ犯罪等により、 システムのダウン、又は、誤作動等のシステムリスクが発生する可能性があります。

当行では、危機管理計画(コンティンジェンシー・プラン)に基づいて、災害等不測の事態に備えて、万全の体制をとっております。

・法務リスクについては、法令規程等の違反、不適切な契約の締結や、その他法的原因により、経営成績や財務状況に、影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、法改正等を含め、準拠法令等に対応した内部規程の整備を図るために、諸規程の制定・改定等を適切に行っております。

・人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正、差別的行為等により、労働生産性の低下、損害賠償等が 発生する可能性があります。

当行及び当行グループでは、人事考課規程に基づく、公正かつ納得性・透明性の高い人事考課に努めるとともに、良好な職場環境の維持確保のために、管理監督者に対して、会議や研修等を通じて教育を行うなど、リスクを未然に防止する対応に努めております。

- ・有形資産リスクについては、災害その他の事象より、有形資産の毀損・損害等が発生する可能性があります。 当行及び当行グループでは、危機管理態勢における規程・マニュアル等の定めに従い、関係業務部門との連携に より、速やかな復旧を図り、被害や影響が最小限になるよう努めております。
- ・風評リスクについては、金融業界及び当行グループに対する、事実無根かつ否定的な噂が、報道機関ならびにインターネット等を通じて世間に流れることで、顧客やマーケット等において評判が悪化し、経営成績や財務状況に 影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、風評リスク対応規程を制定し、万一リスクが発生した場合の対応を定め、リスクに対して機動的な対応ができるように体制を整備しております。

地域経済の動向に伴う影響を受けるリスク

地域金融機関である当行は、島根県、鳥取県の山陰地区を営業基盤としていることから、山陰地区の経済環境が 悪化した場合、業容の拡大が見込めないこと、また、信用リスクが増加するなど、経営成績や財務状況に影響を与 える可能性があります。

当行及び当行グループでは、地域経済動向を常に注視しながら、お客さまの動向やニーズをいち早くキャッチし、 迅速かつ的確な対応に努めております。

地域金融機関との競争に伴う業績変動リスク

近年の金融制度の規制緩和に伴い、固有の金融業だけでなく、異業種による新規参入等の競争は、一段と激化しております。当行の営業基盤である山陰地区においても、多数の金融機関が存在しており、他の金融機関との競争により、優位性を得られない場合、当行及び当行グループの経営成績や財務状況に、影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、他の金融機関との競争で優位性を得られるように、お客さまのニーズに対して、迅速かつ的確な対応に努め、地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となるよう邁進しております。

自己資本比率に関するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、「銀行法第 14 条 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産

等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年 3 月 27 日 金融庁告示第 19 号)」の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を、4%以上に維持する必要があります。経営環境の悪化等による業績悪化や、自己資本比率の算出基準・方法の変更等により、この要求される基準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部、又は、一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当行では、国内基準である4%を大幅に上回っておりますが、資産の健全化、収益の増強等、一層の財務基盤の 強化に努め、より高い水準の自己資本比率を目指してまいります。

退職給付債務に関するリスク

年金資産の時価が下落した場合や、年金資産の運用利回りが低下した場合、又は、予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により、未認識の過去勤務費用が発生する可能性や、金利環境の変動その他の要因により、年金の未積立債務及び年間積立額に、マイナスの影響を与える可能性があります。

当行では、退職給付に係る会計基準に基づき、適正に会計処理を行っております。

繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産の計算は、将来に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果が、この予測や仮定とは異なる可能性があります。将来の課税所得の予測に基づいて、繰延税金資産の一部、又は、全部の回収ができないと 判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書等に基づき、適正に会計処理を行っております。

情報漏えいリスク

平成 17 年 4 月に個人情報保護法が施行され、個人情報の取扱いが厳格化され、罰則規定が設けられました。多くのお客さまの個人情報や内部機密情報が、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入や、役職員及び委託先による人為的なミス・事故等により外部へ漏えいした場合、企業信用が失墜し、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、情報管理に関する規程を整備し、情報漏えいが発生しないように、体制の確立ならびに情報の管理方法等のルール化を図り、最大限の管理徹底に努めております。

規制及び制度等の変更に伴うリスク

法令、規則、政策及び会計基準等に従って業務を遂行しておりますが、将来にわたる規制及び制度等の変更が、 経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、これに対処するため、規制及び制度等の変更点について、事前把握に努めており、 法施行日に合わせて、必要対応事項及びメリット・デメリット(リスク)等を十分に分析・検討し、万全の体制を 構築して法改正に対処しております。

経営計画が未達となるリスク

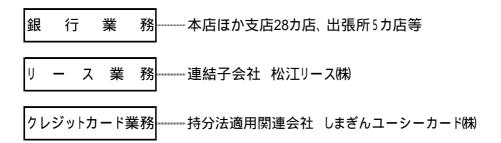
当行では、平成20年度より、新中期経営計画 「未来の創造」[Creating Tomorrow]を策定し、取り組んでおります。本経営計画では、目標とする経営ビジョンを掲げ、基本方針に基づいて諸施策を積極的に展開し、目標達成に向けて実践しております。

しかしながら、計画期間中に、競争の激化等、経営環境の変化、経済環境の低迷、お客さまの経営状態の悪化等、 内的・外的要因により計画が未達成となる可能性が内在し、未達成に終わった場合は、風評リスク等の影響が考え られます。

当行では、IR 活動の実施や四半期毎のミニ・ディスクロージャー誌の発行等、情報開示を実施することなどにより、経営の透明性の確保に積極的に努めております。

2.企業集団の状況

当行グループの事業系統図は、次のとおりであります。



当行グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

(銀行業務)

当行の本店ほか支店 28 力店、出張所 5 力店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券 売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っており、中核業務と位置づ けております。

(リース業務)

連結子会社松江リース㈱においては、事業向け金融サービスの一環としてリース業務を展開しております。

(クレジットカード業務)

持分法適用関連会社しまぎんユーシーカード㈱においては、個人リテール戦略の一環としてクレジットカード業務を展開しております。

3.経営方針

(1)会社の経営の基本方針

当行は地域金融機関として、常に魅力あるサービスを提供することが、地域社会の発展に貢献し、信頼される 銀行になるという考えのもと、創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくることを経営理念としていま す。

(2)目標とする経営指標

項目	平成 21	年3月期	平成 22 1	年3月期	平成 23 1	年3月期
収益性の向上						
貸出金平残	2,330	億円	2,381	億円	2,419	億円
預金平残	3,115	億円	3,133	億円	3,173	億円
業務純益	707	百万円	1,490	百万円	1,830	百万円
経常利益	379	百万円	427	百万円	696	百万円
住宅ローン残高	517	億円	561	億円	601	億円
預かり資産残高	2,634	億円	2,761	億円	2,889	億円
健全性の向上						
自己資本比率	8.5%	程度	9.0%	程度	9.5%	程度
不良債権比率	8.0%	程度	7.0%	程度	6.0%	程度
基盤の強化						
個人取引先数	2,171	百先	2,214	百先	2,258	百先
法人取引先数	140	百先	143	百先	146	百先

(3)中長期的な会社の経営戦略

当行は、これまでに構築してきた基盤を更に強固なものにするために、中期経営計画「未来の創造」[Creating Tomorrow](平成20年4月~平成23年3月)を策定し取組んでおります。

本計画においては、当行の経営理念に基づき、計画期間終了時おいて目指すべき姿として、「強固な地域密着型金融推進態勢の確立」、「ステークホルダーの皆様から高い評価が得られる銀行」、「計画期間内での株式公開の実現」の3つの「経営ビジョン」を掲げ、経営戦略として、「独自の営業モデルの創造・確立」、「収益性・健全性の向上」、「強固な内部管理態勢の確立」の3つの基本方針のもと、具体的な施策として、「営業の強化」、「財務の強化」、「人材の強化」、「組織の強化」を掲げ、経営基盤や収益力の強化及び経営効率の向上を図ってまいります。

(4)会社の対処すべき課題

取り巻く環境が前述のとおり非常に厳しい中、当行では、平成 19 年度において、当地の経済情勢と融資先の経営状況等を踏まえ、厳格な自己査定による償却・引当等を行ったこと等により、創業来初の赤字決算のやむなきに至りました。

このような結果を踏まえるとき、当行の当面の最優先課題は、ステークホルダーからの信頼の回復と認識しており、このための最低条件は、不良債権の発生に大きく左右される不安定な経営体質から脱却し、早期に業績を回復させ、強固な経営基盤を構築することが何にもまして重要であると考えております。

このため、当行は、平成 20 年度より中期経営計画「未来の創造」[Creating Tomorrow](平成 20 年 4 月~平成 23 年 3 月)を策定し、その実践に取組んでおります。

本計画では、お客さまのあらゆるニーズに応えるべく「独自の営業モデルの創造・確立」、山陰地域の中小企業・個人のお客さまへの徹底した総合金融サービスの提供及び債権の健全化への取組み強化による「収益性・健全性の向上」及び、経営の最重要課題である経営管理、法令等遵守、顧客保護等管理、リスク管理、自己資本管理、資産査定管理の6態勢の更なる高度化による「強固な内部管理態勢の確立」を図り、経営基盤を更に強固なものといたします

これらの具体的な実践にあたっては、「営業の強化」、「財務の強化」、「人材の強化」、「組織の強化」の4つの

「経営戦略」を策定し、全行員が一枚岩となり取組むことで、地域のお客さま、株主の皆さまからの信頼を高め、 地域金融機関として、地域社会の発展に貢献してまいります。

地域密着型金融への取組みについては、地域経済が低迷する中で、債務者区分のランクアップへの取組みが課題と認識し、経営の最重要課題として位置付けております。そして、中期経営計画「未来の創造」には、本取組み以外にも地域密着型金融の推進強化に向けた様々な施策を盛り込み、地域密着型金融機関としてのイメージが定着している「強み」を生かし、諸施策の推進に一層注力してまいります。

加えて、金融商品取引法や電子記録債権法などの法規制への対応を含め、お客さまのニーズと保護を第一義とした取組みに努め、地域金融機関としての使命と役割を認識し、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

(5) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行が経営理念に基づき、様々な経営施策を行っていく上においては、株主の皆さまやお客さまをはじめ、従業員等全てのステークホルダーと信頼関係を確立することが、重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化に向け、取組んでおります。

会社の機関の内容

当行は、監査役制度を採用しており、委員会等設置会社制度は選択しておりません。

取締役会は、平成20年9月30日現在6名の取締役(社内取締役のみ)で構成し、当行の経営に関する重要事項について決議を行っております。開催は、毎月1回、その他必要に応じて随時開催し、業務執行の監査として監査役も出席しております。

取締役の定めた経営方針に基づく主要事項の取組みについて協議・意思決定を行う機関として経営会議を開催し、 迅速な組織運営に努めております。同会議におきましても監査役が出席しております。

監査役会は、平成20年9月30日現在4名の監査役(うち3名は社外監査役)で構成し、毎月1回、その他必要に応じて随時開催し、監査に関する重要事項に関する報告を受け、協議・決定を行っております。

内部統制システムの整備の状況

おります。

当行は、会社法における法令等遵守態勢及び業務の適切性を確保するため、内部統制システムの構築に係る基本方針を取締役会において決議しております。そして、その基本方針に基づき、金融機関経営の原則である「信用」の維持・向上と、社会的責任を果たすため、コンプライアンス(法令遵守)及びリスク管理を適切に行い、もって、経営の健全性及び適切性の確保に努めております。

コンプライアンスにつきましては、確固とした企業倫理を確立すべく取組んでおります。具体的な取組みといたしましては、コンプライアンス態勢の基礎として「コンプライアンス規程」を制定し、実践に関わる具体的な手引書として「コンプライアンスマニュアル」を定め、すべての部署に備え置き、一部の内容を除き、全役職員に配付し、啓蒙に努めております。

コンプライアンスにおける内部管理については、コンプライアンスの実行性を高めるために、コンプライアンス態勢全体の統合的な運営計画として「統合プログラム」を、営業店及び本部のコンプライアンスの具体的な運営計画として「個別プログラム」を年度毎に策定し、取締役会に諮っております。また、運営・管理状況については、全体的な運営状況を一元的に管理する統括部署を設置し、四半期毎に経営会議、半期毎に取締役会へ運営・管理状況を報告する等、万全を期しております。また、平成19年9月より施行された金融商品取引法に対応するため、「顧客保護等管理規程」を制定するなど、顧客保護等管理態勢に関わる規程等の整備を行い、お客様に対するお取引または商品の説明及び情報提供、お客様からのお問合せ、ご相談、ご要望及び苦情への対応、お客様情報漏えい

リスク管理につきましては、当行全体の活動の中に定着させ、役職員の各々が日々の業務活動の中でリスク管理 を意識・実践していくことを基本方針としております。

防止等、お客様の保護及び利便性の向上、ならびに業務の健全性と適切性の確保を目的とした態勢の整備を図って

具体的取組みといたしましては、リスクの適切な把握と管理のために、リスク管理態勢の基礎として「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理の「統括管理部署」、「所管部署」及び「リスク管理責任者」を置いております。また、各リスクに応じた管理方針及びリスクの測定、モニタリング手法及び銀行勘定全体の資産・負債のリスクを定量的に管理・分析を行うALM管理体制を定めた「リスク管理細則」を策定し、リスク管理を行っております。更に、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理するための「統合的リスク管理方針」を策定し取締役会に

諮り、半期毎に経営会議並びに取締役会に、運営・管理状況を報告しているほか、金融検査評定制度に基づく自己評価を実施し、各評定項目において求められている内部管理態勢と当行の現状とのギャップを洗出し、内部管理態勢上の課題の改善に向けた対応を図っております。なお、従来、総合企画グループを「統括管理部署」と位置付けておりましたが、牽制機能をより発揮できる強固な組織の確立を目指し、平成 20 年 7 月 1 日付で全ての部門から独立した「リスク管理室」を新たに設置いたしました。そして、総合企画グループの職務よりリスク管理・A L M を分離し、同室に移行した上で、同室を新たな「統括管理部署」と位置付けております。

有価証券報告書への「代表者確認書」の添付については、決算に関連する業務プロセスに関する体制及び有価証券報告書等の作成に関する各プロセスチェックリストを定めるなどの整備を図り、「代表者確認書」を添付しております。

また、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査制度」への対応については、本部横断的な組織体制を編成し、 外部コンサルタントの助言を受け、内部統制の文書化及び有効性評価のための仕組みの構築を行っており、内部統 制の評価を適切に実施する体制を整備してまいります。

内部監査部門及び監査役、会計監査の状況

内部管理態勢等の適切性及び有効性の検証については、他の内部管理組織から独立した業務監査室がすべての業務と組織を対象として行っており、業務監査会議並びに取締役会に報告しております。なお、平成20年9月30日現在、業務監査室の人員は7名であります。

監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、監査役会は会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

会計監査は、監査契約を結んでいるあずさ監査法人の監査を受けており、定期的な財務諸表監査のほか、会計上の課題についても随時確認を行うなど会計処理の適切性に努めております。

・内部監査部門と会計監査との連携状況

会計監査人による会計監査における指摘・指導事項の対応については、会計監査の統括部署と業務監査室が協議の上決定し、その結果を監査役にも報告しております。

・会計監査と監査役との連携状況

監査役は、会計監査人による会計監査への立会いを実施することで状況把握に努め、監査役会への報告により情報の共有化を図っております。また、会計監査人との間で報告会や意見交換会等を開催しており、現状認識の統一を図っております。

・監査役と内部監査部門との連携状況

常勤監査役は、業務監査室が主催する「業務監査会議」に毎回出席しており、付議・報告事項の内容を把握した上でその内容を監査役会に報告し、情報の共有化を図っております。また、常勤監査役は、業務監査室が実施している営業店拠点監査への立会いも適時実施しており、監査結果等についても監査役会に報告しております。

今後も内部監査部門及び監査役と会計監査との連携を一層強化し、内部管理態勢の強化を図ってまいります。

4【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

		(単位:百万円 <u>)</u>
	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
現金預け金	7,546	11,374
コールローン及び買入手形	12,000	13,000
商品有価証券	6	6
有価証券	73,425	77,467
貸出金	226,794	227,448
外国為替	5	3
リース債権及びリース投資資産	5,539	
その他資産	1,488	2,127
有形固定資産	5,442	10,033
無形固定資産	396	724
繰延税金資産	1,945	2,066
支払承諾見返	3,101	3,459
貸倒引当金	7,968	8,823
資産の部合計 -	329,723	338,890
負債の部		
預金	307,909	313,773
譲渡性預金		2,000
借用金	5,452	5,496
社債	100	120
その他負債	1,399	1,583
退職給付引当金	226	221
役員退職慰労引当金	126	120
睡眠預金払戻損失引当金	11	12
偶発損失引当金 	12	7
再評価に係る繰延税金負債	829	831
支払承諾	3,101	3,459
負債の部合計	319,170	327,626
純資産の部	0.400	0.400
資本金	6,400	6,400
資本剰余金	235	235
利益剰余金	4,137	4,004
自己株式	34	32
株主資本合計	10,738	10,607
その他有価証券評価差額金	1,307	466
繰延へッジ損益	1 106	1 100
土地再評価差額金	1,106	1,109
評価・換算差額等合計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	201	640
少数株主持分 純資産の部合計	16	11 262
	10,553	11,263
負債及び純資産の部合計	329,723	338,890

(2)【中間連結損益計算書】

(単位	:	百万	円)	

		(羊位・ロ/川リ)
	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	5,239	5,604
資金運用収益	3,534	3,629
(うち貸出金利息)	2,909	2,957
(うち有価証券利息配当金)	520	576
役務取引等収益	463	381
その他業務収益	6	206
その他経常収益	1,234	1,387
経常費用	7,257	5,172
資金調達費用	557	680
(うち預金利息)	495	607
役務取引等費用	308	294
その他業務費用	5	160
営業経費	2,451	2,364
その他経常費用	3,935	1,672
経常利益(は経常損失)	2,017	432
特別利益	2	19
固定資産処分益		15
償却債権取立益		3
特別損失	122	11
固定資産処分損		11
税金等調整前中間純利益 (は税金等調整前中間純損失)	2,137	440
法人税、住民税及び事業税	86	35
法人税等調整額	96	158
法人税等合計		193
少数株主利益	0	0
中間純利益(は中間純損失)	2,320	245

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	6,400	6,400
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高	6,400	6,400
資本剰余金		
前期末残高	235	235
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高	235	235
利益剰余金		
前期末残高	8,184	4,004
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	116
中間純利益(は中間純損失)	2,320	245
土地再評価差額金の取崩	33	3
当中間期変動額合計	2,403	132
当中間期末残高	5,781	4,137
自己株式		
前期末残高	28	32
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	29	34
株主資本合計		
前期末残高	14,791	10,607
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	116
中間純利益 (は中間純損失)	2,320	245
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	33	3
当中間期変動額合計	2,404	131
当中間期末残高	12,386	10,738

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	86	466
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	354	840
当中間期変動額合計	354	840
当中間期末残高	441	1,307
繰延へッジ損益		
前期末残高	8	1
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4	1
当中間期変動額合計	4	1
当中間期末残高	4	0
土地再評価差額金		
前期末残高	1,121	1,109
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	33	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		3
当中間期変動額合計	33	3
当中間期末残高	1,088	1,106
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,026	640
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	33	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	349	842
当中間期変動額合計	383	842
当中間期末残高	642	201
少数株主持分		
前期末残高	15	15
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	15	16
純資産合計	45.000	44.000
前期末残高	15,832	11,263
当中間期変動額	440	440
剰余金の配当	116	116
中間純利益(は中間純損失)	2,320	245
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	040	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) 光内間期亦動類会社	349	841
当中間期変動額合計 当中間期末残高	2,787	710
コ 中间别个况同	13,045	10,553

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:百万円)
	———————————— 前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
	至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益(は税金等調整前中間純損失)	2,137	440
減価償却費	907	239
減損損失	101	
持分法による投資損益(は益)	2	1
貸倒引当金の増減額()	2,371	945
退職給付引当金の増減額(は減少)	13	5
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	5
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	12	0
偶発損失引当金の増減額(は減少)	2 524	5
資金運用収益 資金調達費用	3,534	3,629
真立祠连真用 有価証券関係損益()	557 61	680 12
海替差損益(は益)	0	0
病目を摂血(18年) 有形固定資産処分損益(は益)	68	4
無形固定資産処分損益(は益)	2	-
賞出金の純増()減	3,229	654
預金の純増減()	3,335	5,864
譲渡性預金の純増減()	-,	2,000
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	162	44
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	2,931	22
コールローン等の純増()減	3,250	1,000
外国為替(資産)の純増()減	5	1
外国為替(負債)の純増減()	0	0
普通社債の発行及び償還による純増減()	20	20
リース債権及びリース投資資産の純増()減		60
資金運用による収入	3,538	3,607
資金調達による支出	373	663
その他	300	4
小計	13,837	6,491
法人税等の支払額	9	37
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,828	6,528
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	16,285	9,530
有価証券の売却による収入	1,894	7,090
有価証券の償還による収入	7,523	5,590
有形固定資産の取得による支出	784	422
無形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入	176	8
有形向足員性の元却による収入 無形固定資産の売却による収入	30 0	82
無が回た員性の元却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー	7,798	2,799
対負活動によるキャッシュ・フロー	1,190	2,199
劣後特約付借入れによる収入	500	
劣後特約付借入金の返済による支出	900	
リース債務の返済による支出	900	2
自己株式の取得による支出	1	1
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	116	116
記当並の文法語 _ 財務活動によるキャッシュ・フロー	517	120
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,513	3,849
現金及び現金同等物の期首残高	4,852	8,600
現金及び現金同等物の中間期末残高	10,365	4,750
=	-,	

(5)【継続企業の前提に関する注記】 該当事項はありません。

【中間連結財務諸表の作成方針】

(1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1 社 会社名

松江リース株式会社 非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

持分法適用の関連法人等 1 社

会社名

しまぎんユーシーカード株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ございません。

持分法非適用の関連法人等

該当ございません。

(3)連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【会計処理基準に関する事項】

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定) 株式及び受益証券以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間連結期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。) については、定額法を採用し、税法基準の 160% の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の 160 % の償却率による。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年~50年

動 産 2年~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、 当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却してお ります。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,475百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案 して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収 不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法 により損益処理

数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法 により翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、内規に基づく中間連結会計期間未要支給額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻 損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の 負担金支払見積額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- (11) 重要なヘッジ会計の方法
 - (イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当中間連結会計期間においては当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 0 百万円であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間連結会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲】

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」

のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間 を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、期首に前連結会計年度末日における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとして、リース投資資産に計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、「リース債権及びリース投資資産」が5,539百万円計上され、「有形固定資産」が4,632百万円、「無形固定資産」が273百万円それぞれ減少しておりますが、損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

- 1.関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 27百万円
- 2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はございません。
- 3.貸出金のうち、破綻先債権額は2,187百万円、延滞債権額は13,250百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は25百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,155百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,619百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 7.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,091百万円であります。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円 有価証券 149百万円

担保資産に対応する債務

借用金 350百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券14,083百万円を差し入れております。

また、借用金 4,575 百万円及び社債に対する銀行保証 100 百万円の担保としてリース投資資産等 3,215 百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は7百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,349百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,417百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10.土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号及び第 4 号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額 6,449 百万円
- **12.** 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,500 百万円が含まれております。
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,560百万円であります。
- 14.1 株当たりの純資産額 226円92銭

【中間連結損益計算書関係】

- 1.「その他経常費用」には、貸出金償却 2 百万円、貸倒引当金繰入額 338 百万円、株式等償却 212 百万円及び債権売却損 17 百万円を含んでおります。
- 2.1株当たり中間純利益金額 5円29銭

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

						(1 = 1 1 11)
		前連結会計年	当中間連結会	当中間連結会	当中間連結会	
		度末株式数	計期間増加株	計期間減少株	計期間末株式	摘要
			式数	式数	数	
子	Ě行済株式					
	普通株式	46,560			46,560	
	合 計	46,560			46,560	
É] 己株式					
	普通株式	119	7	0	126	(注)
	合 計	119	7	0	126	

(注)増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2. 当行の配当については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成 20 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	116 百万円	2.5 円	平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 6 月 27 日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成 20 年 11 月 14 日 取締役会	普通株式	116 百万円	利益剰余金	2.5 円	平成 20 年 9 月 30 日	平成 20 年 12 月 10 日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:百万円)

現金預け金勘定 7,546 定期預け金 2,277 普通預け金 481 その他 37 現金及び現金同等物 4,750

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

13/3/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/15/							
	中間連結貸借対照表計	時価	差額				
	上額(百万円)	(百万円)	(百万円)				
国債		_					
地方債	2,132	2,137	4				
社債	5,421	5,424	2				
その他	5,500	5,060	439				
合計	13,054	12,621	432				

(注) 時価は、当中間連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価	中間連結貸借対照表計	評価差額
	(百万円)	上額(百万円)	(百万円)
株式	2,298	2,139	158
債券	49,704	48,888	815
国債	25,355	24,889	466
地方債	3,099	3,040	59
社債	21,248	20,958	290
その他	8,000	7,464	535
合計	60,002	58,492	1,510

- (注)1.中間連結貸借対照表計上額は、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、株式及び受益証券以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しているものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について212百万円、その他について84百万円減損処理を行っております。

なお、時価が著しく下落した時とは、次の基準に該当した場合であります。

(1)株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2)債券

時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。 時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、 信用リスクの増大(格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満)要因があ る場合。

3 ,時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	454
非上場事業債	435
その他	19
関連法人等株式	27
その他有価証券	1,395
非上場株式	159
組合出資	111
非上場事業債	1,125

(金銭の信託関係)

- 1.満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在) 該当事項はありません
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在) 該当事項はありません

【セグメント情報】

1.事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	4,105	1,131	2	5,239		5,239
(2) セグメント間の内部経常収益	23	46		70	(70)	
計	4,128	1,178	2	5,309	(70)	5,239
経常費用	6,173	1,154		7,327	(70)	7,257
経常利益(は経常損失)	2,044	23	2	2,017	0	2,017

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	4,486	1,116	1	5,604		5,604
(2) セグメント間の内部経常収益	22	40		63	(63)	
計	4,509	1,157	1	5,667	(63)	5,604
経常費用	4,139	1,095		5,235	(63)	5,172
経常利益(は経常損失)	369	61	1	432	0	432

- 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。 (注) 1
 - - (1)銀行業・・・・銀行業 (2)リース業・・・・リース業
 - (3)その他の事業・・クレジットカード業

2.所在地別セグメント情報 全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3.国際業務経常収益 国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しておりま す。

【1株当たり情報】

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	平成19年4月1日 (自 平成20年4月1日	
1 株当たり純資産額	円	280.50	226.92	242.20
1株当たり中間(当期)純利益 金額(は1株当たり中間 (当期)純損失金額)	円	49.94	5.29	85.24

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日) (平成20年9月30日)		前連結会計年度 (平成20年3月31日)
1 株当たり純資産額				
純資産の部合計額	百万円	13,045	10,553	11,263
純資産の部合計から控除する金額	百万円	15	16	15
うち少数株主持分	百万円	15	16	15
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額	百万円	13,029	10,536	11,248
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	46,450	46,433	46,440

2 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額		,	,	,
(は1株当たり中間(当期)純損失	金額)			
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	2,320	245	3,959
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る中間(当期)純利益 (は普通株式に係る中間(当期) 純損失)	百万円	2,320	245	3,959
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	46,452	46,438	46,449

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

【重要な後発事象】

該当事項はありません。

5【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円)

-		(単位:白万円)
	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	7,305	11,121
コールローン	12,000	13,000
買入金銭債権	13	18
商品有価証券	6	6
有価証券	73,893	77,937
貸出金	228,563	229,166
外国為替	5	3
その他資産	988	952
有形固定資産	5,234	5,198
無形固定資産	394	445
繰延税金資産 ※ ・	1,848	1,966
支払承諾見返	3,101	3,459
貸倒引当金	7,789	8,708
資産の部合計	325,564	334,568
負債の部	020,004	004,000
預金	308,069	313,943
譲渡性預金	000,000	2,000
借用金	2,103	2,147
その他負債	1,111	1,104
未払法人税等	20	13
リース債務	55	13
その他の負債	1,035	1,090
退職給付引当金	226	221
後	118	113
10	11	12
四、	12	7
再評価に係る繰延税金負債	829	831
支払承諾		
文仏承語 負債の部合計	3,101	3,459 323,839
英原の中口部	315,584	323,839
資本金	6 400	6 400
	6,400 235	6,400 235
資本剰余金 資本準備金	235	235
員卒学禰並 利益剰余金		
	3,581	3,485
利益準備金	1,041	1,018
その他利益剰余金	2,540	2,467
別途積立金	2,072	5,572
繰越利益剰余金	467	3,104
自己株式	34	32
株主資本合計	10,182	10,088
その他有価証券評価差額金	1,307	466
繰延へッジ損益	0	1 400
土地再評価差額金	1,106	1,109
評価・換算差額等合計	201	640
純資産の部合計	9,980	10,729
負債及び純資産の部合計	325,564	334,568

(2)【中間損益計算書】

1	畄	欱	ᅩ	ᇁ	ш,	١
- 1	-	71/	\mathbf{H}	, ,	_	1

		(半位、日八门)
	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	4,128	4,509
資金運用収益	3,556	3,650
(うち貸出金利息)	2,931	2,978
(うち有価証券利息配当金)	519	576
役務取引等収益	464	381
その他業務収益	7	206
その他経常収益	101	269
経常費用	6,173	4,139
資金調達費用	518	647
(うち預金利息)	496	607
役務取引等費用	308	294
その他業務費用	5	160
営業経費	2,446	2,357
その他経常費用	2,894	680
経常利益(は経常損失)	2,044	369
特別利益	2	19
特別損失	122	11
税引前中間純利益(は税引前中間純損失)	2,164	377
法人税、住民税及び事業税	61	13
法人税等調整額	109	154
法人税等合計		168
中間純利益(は中間純損失)	2,336	208

(3)【中間株主資本等変動計算書】

	前中間会計期間	(単位:百万円) 当中間会計期間
	(自 平成19年4月1日	(自 平成20年4月1日
株主資本	至 平成19年9月30日)	至 平成20年9月30日)
体工具や 資本金		
前期末残高	6,400	6,400
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高	6,400	6,400
資本剰余金 資本準備金		
員平竿佣並 前期末残高	235	235
当中間期変動額	200	200
当中間期変動額合計		
当中間期末残高	235	235
資本剰余金合計		
前期末残高	235	235
当中間期変動額 当中間期変動額合計		
当中間期支勤領日司 当中間期末残高	235	235
利益剰余金		200
利益準備金		
前期末残高	971	1,018
当中間期変動額		
利益準備金の積立	23	23
当中間期変動額合計	23	23
当中間期末残高 その他利益剰余金	994	1,041
別途積立金		
前期末残高	5,572	5,572
当中間期変動額	*,*.=	-,
別途積立金の取崩		3,500
当中間期変動額合計		3,500
当中間期末残高	5,572	2,072
繰越利益剰余金	4 404	0.404
前期末残高 当中間期変動額	1,124	3,104
ヨ中间期を勤領 剰余金の配当	116	116
利益準備金の積立	23	23
中間純利益(は中間純損失)	2,336	208
別途積立金の取崩		3,500
土地再評価差額金の取崩	33	3
当中間期変動額合計	2,442	3,572
当中間期末残高	1,317	467
利益剰余金合計 前期末残高	7,668	3,485
当中間期変動額	7,000	3,403
剰余金の配当	116	116
中間純利益(は中間純損失)	2,336	208
土地再評価差額金の取崩	33	3
当中間期変動額合計	2,419	95
当中間期末残高	5,249	3,581
自己株式	00	00
前期末残高 当中間期変動額	28	32
ョー間知る勤留 自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	29	34
株主資本合計		
前期末残高	14,275	10,088
当中間期変動額		
剰余金の配当 中間値利益(は中間値提供)	116	116
中間純利益 (は中間純損失) 自己株式の取得	2,336	208 1
自己株式の奴待 自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	33	3
当中間期変動額合計	2,420	93
当中間期末残高	11,854	10,182

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	86	466
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	354	840
当中間期変動額合計	354	840
当中間期末残高	441	1,307
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	8	1
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4	1
当中間期変動額合計	4	1
当中間期末残高	4	0
土地再評価差額金		
前期末残高	1,121	1,109
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	33	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		3
当中間期変動額合計	33	3
当中間期末残高	1,088	1,106
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,026	640
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	33	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	349	842
当中間期変動額合計	383	842
当中間期末残高	642	201
純資産合計		
前期末残高	15,301	10,729
当中間期変動額		
剰余金の配当	116	116
中間純利益 (」は中間純損失)	2,336	208
自己株式の取得	1	1
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩		3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	349	842
当中間期変動額合計	2,803	748
当中間期末残高	12,497	9,980

(4)【継続企業の前提に関する注記】 該当事項はありません

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式及び受益証券以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間期末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年~50年

動 産 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、 行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保 の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権 額から直接減額しており、その金額は1,475百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率 法により損益処理 数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率 法により、翌期から損益処理

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期 においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払 戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来 の負担金支払見積額を計上しております。

6.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 7.ヘッジ会計の方法
 - (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、当中間期において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は0百万円であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間期において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

8.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は51百万円、「無形固定資産」中のリース資産は3百万円、「その他負債」中のリース債務は55百万円増加し、営業経費は3百万円減少、経常利益は0百万円減少、税引前中間純利益は0百万円減少しております。

【表示方法の変更】

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

- 1.関係会社の株式総額 517百万円
- 2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はございません。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の社債に149百万円含まれております。
- 3.貸出金のうち、破綻先債権額は2,187百万円、延滞債権額は13,243百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は25百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,155百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で 破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,612百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 7.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,091百万円であります。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

担保資産に対応する債務はありません。

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券14,038百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は7百万円であります。

9.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,499百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8.567百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号及び第4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額 3,839百万円
- **12.**借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,500百万円が含まれております。
- **13.** 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,560百万円であります。
- 14.1株当たりの純資産額 214円95銭

(中間損益計算書関係)

- 1.「その他経常費用」には、貸出金償却2百万円、貸倒引当金繰入額344百万円、株式等償却212百万円及び債権売却損17百万円を含んでおります。
- 2.1株当たり中間純利益金額 4円49銭

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

		前事業年度末	当中間会計期	当中間会計期	当中間会計期	摘要
		株式数	間増加株式数	間減少株式数	間末株式数	
自	己株式					
	普通株式	119	7	0	126	(注)
	合計	119	7	0	126	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じた ものであります。